、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等又は当該指定特定相談支援事業者等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費１を算定している場合は、算定しない。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、児童福祉法第39条第１項に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）等（以下「学校等」という。）へ通園又は通学する利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該学校等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき各年度１回に限り算定する。また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月１回に限り、当該利用者に対する医療的ケアの実施方法等を変更した月については、当該月に１回に限り、別に算定できる。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該学校等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費２を算定している場合は、算定しない。

３　３については、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この注において「保険医療機関等」という。）に入院し、又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院し、又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該保険医療機関に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費３を算定している場合は、算定しない。

０４　包括型訪問看護療養費（１日につき）

１　単一建物居住利用者が20人未満の場合

イ　訪問看護時間が30分以上60分未満　7,010円

ロ　訪問看護時間が60分以上90分未満　11,010円

ハ　訪問看護時間が90分以上　14,010円

ニ　訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合　15,510円

２　単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合

イ　訪問看護時間が30分以上60分未満　6,310円

ロ　訪問看護時間が60分以上90分未満　9,910円

ハ　訪問看護時間が90分以上　13,730円

ニ　訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合　15,200円

３　単一建物居住利用者が50人以上の場合

イ　訪問看護時間が30分以上60分未満　5,960円

ロ　訪問看護時間が60分以上90分未満　9,360円

ハ　訪問看護時間が90分以上　13,450円

ニ　訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合　14,890円

注１　包括型訪問看護療養費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、包括型訪問看護療養費を算定する建物として届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者の同意を得て、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、24時間の対応体制で、計画的又は随時の対応による頻回の指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、１日当たりの訪問時間及び単一建物居住利用者の人数に従い、いずれかを算定する。

２　訪問看護時間は、１日に行った複数回の指定訪問看護において実際に看護を提供した時間を合算して算出する。

３　算定に当たっては、日中及び夜間帯（午後６時から午前８時までをいう。）に少なくともそれぞれ１回ずつの指定訪問看護を行う必要があること。また、指定訪問看護の実施時間が１日当たり60分以上である場合には、１日当たり３回以上の訪問看護を実施すること。

４　指定訪問看護の実施においては、１日に１回以上、看護職員（准看護師を除く。）によるものが含まれること。

５　包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に該当する利用者に対して、１日に２回以上の指定訪問看護を行った場合は、包括型訪問看護療養費に限り算定する。

６　包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に該当しない利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、区分番号０１から区分番号０３まで及び区分番号０５から区分番号０８までのうち算定要件を満たすものを算定する。

７　訪問看護計画書及び訪問看護記録書は電子的方法によって記録すること。また、実施した指定訪問看護の内容及び実施時間を訪問看護記録書に記載すること。

８　包括型訪問看護療養費を算定する場合にあっては、同一日に、区分番号０１の訪問看護基本療養費、区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費及び区分番号０２の訪問看護管理療養費は、別に算定できない。ただし、区分番号０１の訪問看護基本療養費(ⅰ)及び(ⅱ)のハ、注９に規定する緊急訪問看護加算（包括型訪問看護療養費の１のニ、２のニ及び３のニに規定する別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）並びに注11に規定する乳幼児加算、区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費の注６に規定する精神科緊急訪問看護加算（包括型訪問看護療養費の１のニ、２のニ及び３のニに規定する別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）並びに区分番号０２の訪問看護管理療養費の注２に規定する24時間対応体制加算以外の加算については、この限りではない。

０５　訪問看護ターミナルケア療養費

１　訪問看護ターミナルケア療養費１　25,000円

２　訪問看護ターミナルケア療養費２　10,000円

注１　１については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の１に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算（以下「看取り介護加算等」という。）を算定している利用者を除く。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、２回以上指定訪問看護（区分番号０２の注７に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。）を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

２　２については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、２回以上指定訪問看護（区分番号０２の注７に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。）を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

３　１及び２については、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。

４　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科点数表の区分番号Ｃ００１の注８（区分番号Ｃ００１－２の注６の規定により準用する場合を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器